## 会 議 録 (要 旨)

	云
会 議 名	平成28年度第1回武蔵村山市介護保険運営協議会
開催日時	平成28年11月17日(木) 18時00分 ~20時00分
開催場所	市民総合センター3階 小会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者: 倉持委員、小関委員、岡崎委員、奥下委員、五十嵐委員、加園 委員、高橋委員、田中委員、高齢・障害担当部長、高齢福祉課 長、高齢福祉G主査、介護認定G主査、介護給付G主査、管理 G主査、管理G主任 欠席者:河西委員、安部委員、大橋委員 傍聴者: 1名
議題	報告事項1 平成27年度第3回介護保険運営協議会会議結果について報告事項2 第六期介護保険事業計画の進捗状況について報告事項3 その他議 題1 日常生活圏域ニーズ調査について議 題2 介護予防・日常生活支援総合事業について議 題3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	日常生活圏域ニーズ調査の設問意図を提示したうえで、次回内容を協議することとなった。 介護予防・日常生活支援総合事業について、市民説明会では具体的にわかりやすい説明を行うこととなった。 副会長の岡崎委員について、民生児童委員の任期満了に伴い協議会委員を辞任することとなった。
審 議 経 過 (主な意見等を原則と して発言順に記載し、 同一内容は一つにまと める。)	開会

っているのはなぜか。施設入所者の軽度者が増えたためか、それとも利用者自体が減っているのか。

委員:計画値との乖離について推計が甘かったのではないか。なぜ乖離が起こったのか分析することが大事ではないか。また、数字だけ比べてもわからないので増減の理由を示してほしい。

事務局:準備基金の現在高については他自治体と比較するデータがないため適切かどうかは現時点では確認できていない。取崩額についても、在宅サービス及び施設サービス等の給付費として取り崩しているが、サービス内容までは把握していない。

施設介護給付費が減となった理由については確かなことは言えないが利用者自体が減っている傾向がある。

給付費等の増減の要因について分析にはまだ至っていない。これから分析をし、次期計画策定時には細かい部分を示したいと考えている。

《議題1 日常生活圏域ニーズ調査について》

事務局:説明

委員:アンケートの目的意識を把握していないと実施しても意味がないように思う。どういう問題意識をもって実施しているのか、市として何を把握したいのか背景が見えない。

委員:問58以降が市独自設問というが、どのような意図があるのか。 何か市の課題を認識しているのか。

委 員:アンケート回答ができない人にニーズがあるのでは。返送されなかった人に対してどのように対処するのか。声なき声を拾う努力をする必要がある。また、回答率を上げる方策を考えなければ。

委員:地域包括支援センターや見守り相談室では戸別訪問を行っているので、その場でアンケートの回答を記入してもらったりできるのではないか。また、戸別訪問時に高齢者がどんなことで困っているのか聞くことが出来るので、事業者向けアンケートの設問にも入れてはどうか。

委 員:調査票のレイアウトだが、見にくい部分があるので段下げや矢印 等見やすくなる工夫を。

委 員:前回同様ではなく、地域の現状を考えたうえで設問を設定した方 が良いのでは。

事務局:設問意図については、後日配布する。

会 長:設問意図等がわからないのでこの場で議論することが難しい。

事務局:今後のスケジュールを確認すると12月中旬にアンケート内容を 決定する予定なので、それまでにもう一度協議会を開催し、そこ で決定するというのはどうか。

委員:異議なし。

《議題2 介護予防・日常生活支援総合事業について》

スを使うことが出来るということか。

事務局:説明

委 員:介護予防・生活支援サービスとは具体的にはなにか。

事務局:訪問型サービスはヘルパー派遣、通所型サービスはデイサービス である。

委 員:基本チェックリストさえ通過できれば認定資格がなくてもサービ

事務局:そのとおりである。

	委員:市民にとってはサービスの幅が増えて良いことだと思う。もっと
	周知を図るべきである。
	委員:総合事業対象者には有効期限はあるのか。
	事務局:期限はない。
	委 員:今回配布された資料の中に、タイトルと内容が一致していない部
	分があると感じる。市民にはわかりやすい説明と資料の提示をし
	た方が良い。
	《議題 3 その他》
	事務局:次回は12月2日から中旬までの間に開催を予定。日程が決まっ
	たら改めて開催通知を送付する。
	また、副会長の岡崎委員が民生児童委員を代表して協議会委員と
	なっていたが、民生児童委員の任期満了に伴い本協議会への出席
	も今回で最後となる。
	もう四く取扱となる。
	終了
	■公 開 傍聴者: <u>1人</u>
	□一部公開
	□非 公 開
会議の公開・	※一部公開又は非公開とした理由
非公開の別	
	<b>■</b> BB →
会議録の開示・	
非開示の別	□一部開示(根拠法令等: ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) )
	□非 開 示(根拠法令等:
中 致 切 业 細	健康福祉部高齢福祉課(内線:632)

(日本工業規格A列4番)